

## 議案第69号

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成14年さいたま市条例第111号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(許可を要する行為) 第2条 [略] 2 [略] 3 国、県若しくは本市の機関又は次に掲げる独立行政法人が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県若しくは本市の機関又は独立行政法人は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。 (1) [略] <u>(2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構</u> (3)~(8) [略]	(許可を要する行為) 第2条 [略] 2 [略] 3 国、県若しくは本市の機関又は次に掲げる独立行政法人が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県若しくは本市の機関又は独立行政法人は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。 (1) [略] <u>(2) 国立研究開発法人森林総合研究所</u> (3)~(8) [略]

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。